

令和 3 年 7 月 1 日付民生委員・児童委員の推薦について

1 依頼事項

(1) 内容

民生委員・児童委員の欠員補充及び増員を行うため、各地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

令和 3 年は、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 4 年 11 月 30 日）までとなります。（増員・減員につきましては、2 月 15 日地区民児協会長会にて、3 月 15 日を締切として依頼済みです）

(2) 推薦準備会について

地区推薦準備会の開催時期→ 令和 3 年 3 月～4 月

3月上旬までに該当の自治会・町内会長宛てに推薦依頼文を送付しますので、よろしく願いいたします。【提出期限：4月22日（木）】

2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

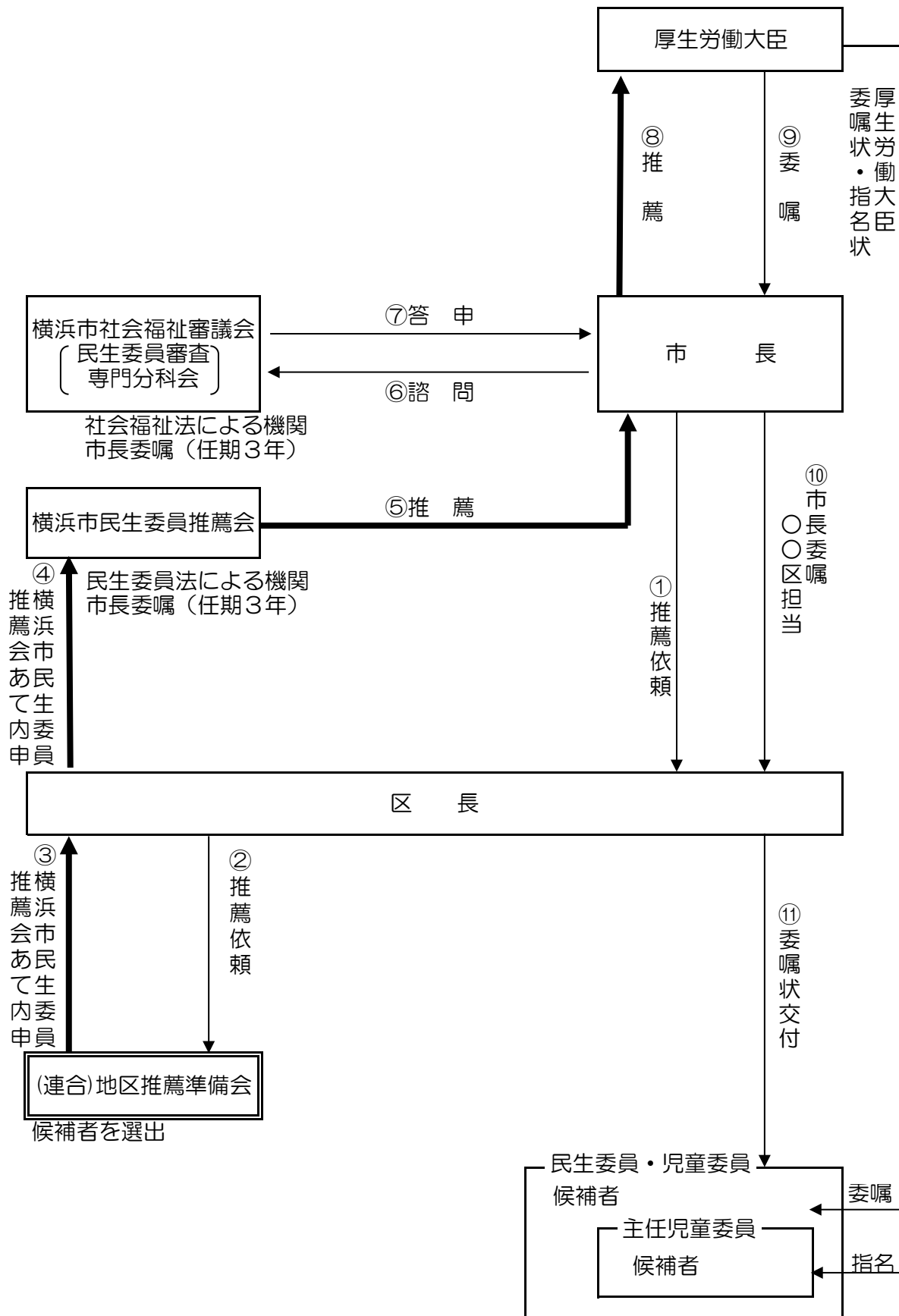
- (1) 地区推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、地区推薦準備会が開催できないこととなっておりますので、御留意ください。
- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件（資料 4 参照）が満たされていることを御確認ください。また、年齢要件については、なるべく原則としている年齢に近い方を御推薦いただくようお願いいたします。

3 添付資料

- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図（資料 1）
- ・ 令和 3 年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料 2）
- ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料 3）
- ・ 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料 4）
- ・ 民生委員・児童委員地区別推薦依頼数（資料 5）
- ・ 民生委員・児童委員に支給する活動費等について（参考資料）

担当：港北区福祉保健課 稲垣、小川
電話：540-2339 FAX：540-2368

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手續



資料 2

令和3年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和3年7月1日付け委嘱	令和3年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和3年 7月 1日から 令和4年11月30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和3年12月 1日から 令和4年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催	
6月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦	
7月	上旬 中旬 下旬	令和3年7月1日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
8月	上旬 中旬 下旬		連合・地区推薦準備会開催
9月	上旬 中旬 下旬		
10月	上旬 中旬 下旬		
11月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬		令和3年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,400の方が民生委員・児童委員（約3,900人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(欠員補充・増員)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	横浜市の議員の選挙権を有する 20 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。 - 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 - 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 - 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 - 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取り扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方	
①適任者		
②年齢要件 (基準日:委嘱日の属する年度の4月1日)	◆新任 原則 68 歳 まで 候補者の選出が困難な場合、74 歳 まで※ ◆再任・元職 74 歳 まで	◆新任 原則 54 歳 まで 候補者の選出が困難な場合、58 歳 まで※ ◆再任・元職 原則 60 歳 まで 候補者の選出が困難な場合、64 歳 まで※
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和4年11月30日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5 ～ 10 人	推薦人 5 ～ 10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員に支給する活動費等について（参考資料）

本資料は、自治会町内会長の皆様が、区が支給する活動費と徴収させていただいている会費について、民生委員・児童委員または主任児童委員候補者の方にご説明される際の参考資料として作成したものです。

<活動費>

民生委員・児童委員として活動を行うにあたって、交通費や連絡調整費が発生します。

横浜市としては、これら活動に対する補助として年間 63,000 円（1 か月あたり 5,250 円）の活動費の支給を行っています。（区会長、副会長、地区会長等はさらに増額となります。）

<会費等の負担>

年間 8,200 円（内訳は下期参照）の会費をご負担いただいております。

【内訳】

① 令和 2 年度横浜市民生委員児童委員協議会理事会等で議決された額

項目	金額（円）	
市民児協（事業費）会費	2,180	市民児協会則に基づく年会費。 横浜市民児協の事業費として充当。 一部は地区民児協に活動費として還元。
市民児協（互助事業会費）会費	1,600	横浜市民児協互助事業運営要綱に基づく会費。 横浜市民児協互助特別会計に積立。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金として規定額を支給。 また、委員退任時に退任慰労金として規定額を支給。
市民児協周年事業 積立金	100	横浜市民児協理事会で予算議決。 周年事業に向けた積立金。
全民児連会費	700	全民児連規定に基づく会費。 全国民生委員児童委員連合会の事業費として。
全国互助共励会費	1,900	全民児連互助共励事業運営要綱に基づく年会費。 全民児連が所管する互助事業への積立金。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金として規定額を支給。 また、委員退任時に退任慰労金として規定額を支給。
関東ブロック連合会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会則に基 づく年会費。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規定に基づく年会費。
市民児協会費	7,500	

② 港北区社会福祉協議会会員規定で定められた額

区社協会費	700	区社協会員規定で定められた金額
-------	-----	-----------------

※民生委員・児童委員に就任頂く事により社会福祉協議会の会員という位置づけとなります。